社会福祉法人　江田島市社会福祉協議会

**社会福祉協力校指定事業実施要綱**

（目的）

**第１条**　この事業は，将来社会に出ていく市内の小学生・中学生が，地域社会との連帯を深めることで，公共心や社会連帯意識，社会福祉への理解と関心を高めることを目的とする。

（事務局）

**第２条**　事務局を，社会福祉法人江田島市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の地域福祉課に置き，事業の事務を処理する。

（福祉協力校の活動）

**第３条**　社協が指定する社会福祉協力校（以下「福祉協力校」という。）は，それぞれの学校区域の実情に合わせて，独自の創意と工夫のもとに地域や社協と連携をとり，福祉教育推進に向けて次のような活動に取り組む。

1. 地域で生活している高齢者，障害児者等との交流およびボランティア活動
2. 社会福祉施設等への訪問，見学およびボランティア活動
3. 福祉学習会，講演会，福祉実践教室等の社会福祉体験活動
4. その他，地域の実情に応じた活動

（社協の役割）

**第４条**児童・生徒の社会福祉に関する実践学習の機会やボランティア活動の場を提供し，受け入れの促進および必要な連絡調整を行う。

２　福祉協力校および関係機関と連携を密にし，活動が円滑に行われるように努める。

３　福祉協力校指定事業の広報に努めるとともに，関係資料の作成，情報の提供および活動事例の収集に努める。

４　その他必要な事業を行う。

（事業指定の申請）

**第５条**学校長は，福祉協力校としての事業指定を希望する場合，事業を実施する前に，助成金等交付申請書（別記様式第１号），社会福祉協力校活動計画書および社会福祉協力校事業収支予算を社協会長に提出する。

（決定）

**第６条**　社協会長は，前条の申請書の提出があったときは，これを審査し交付が適当と認めたときは，助成金等交付決定通知書（別記様式第２号）により当該学校長に通知する。

（助成金）

**第７条**　１校につき年間２万５千円を限度として交付する。

（指定期間）

**第８条**　指定期間は１年間とする。

（実績報告）

**第９条**　指定を受けた学校長は，社協の会計年度が終了する３月31日までにその事業を完了し，事業完了後30日以内に助成金等事業実績報告書（別記様式第３号），社会福祉協力校活動報告書および社会福祉協力校事業収支決算を社協会長に提出する。

（その他）

**第10条**　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

**附　則**

　この要綱は，平成19年３月１日から施行する。

**附　則**

　この要綱は，平成21年４月１日から施行する。

**附　則**

　この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

**附　則**

　この要綱は，令和４年７月１日から施行する。

別記様式第１号

**助成金等交付申請書**

１　助成金等交付申請額

　　金　　　　　　　　円

２　助成金等交付対象事業名

　　社会福祉協力校指定事業

３　活動計画書及び収支予算書（又は参考となるべき事項）

　　別紙のとおり

　　　　　年度において上記のとおり助成金等の交付を受けたいので，社会福祉法人江田島市社会福祉協議会社会福祉協力校指定事業実施要綱第５条の規定により申請します。また，事業完了後３０日以内に助成金等事業実績報告書を提出します。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　申請者

住　所

名　称

代表者　 　　　　　　　　㊞

　社会福祉法人江田島市社会福祉協議会長 様

別記様式第２号

　　　　江田島社第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　 様

社会福祉法人江田島市社会福祉協議会

　　　　会　長

**助成金等交付決定通知書**

　　　 年 月　　日付けで申請のあった助成金等については，社会福祉法人江田島市社会福祉協議会社会福祉協力校指定事業要綱第６条の規定により，次の条件で金　　　　　　　　円を交付する。

　条件

　１　この助成金は，社会福祉協力校指定事業に要する費用に充てること。

２　実績報告書は，事業完了後３０日以内に，社会福祉法人江田島市社会福祉協議会長に提出しなければならない。

別記様式第３号

**助成金等事業実績報告書**

　　　　年　　月　　日

社会福祉法人江田島市社会福祉協議会長　様

　　　 住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　㊞

　次のとおり事業を完了したので，社会福祉法人江田島市社会福祉協議会社会福祉協力校指定事業要綱第９条の規定により報告します。

１　助成金等交付対象事業の完了年月日

　　　　　　　年　　月　　日

２　助成金等交付対象事業名

　　社会福祉協力校指定事業

３　活動報告書及び収支決算書

　　別紙のとおり

４　その他参考となるべき事項